

趣 意 書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、宮城県では多くの人々の尊い命と財産が失われ、深い悲しみが今も薄れることなく続いています。また、住宅の流出などによって慣れ親しんだ地域を離れ、新しいコミュニティでの不自由な生活を余儀なくされた人々や、更には農業や水産業をはじめとした地域産業にも甚大な被害を受けたことによって就労の機会を失った人々なども多く、被災された住民の日常生活は大きく変化しました。

このような中、宮城県内の社会福祉協議会では、沿岸地域を中心に「災害ボランティアセンター」を震災直後から運営し、被災を受けた住民の生活や傷ついた心を支えるための取組を進めてきました。

東日本大震災以前から宮城県では、知事、市町村長及び市町村社会福祉協議会長が「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を締結し、併せて知事、宮城県社会福祉協議会長及びみやぎ災害救援ボランティアセンター長が「大規模災害時における県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を締結するなど、県内における大規模災害への対応準備を進めていました。

しかしながら、東日本大震災における災害ボランティアセンターについては、被災規模の大きさから運営が長期化したことにより、被災地の市町村社会福祉協議会では職員の不足や精神的・肉体的に疲弊した中での厳しい運営を迫られました。そうした中で、全国社会福祉協議会及び宮城県社会福祉協議会の調整による全国規模での職員の派遣支援や、県内社会福祉協議会間での社協活動支援が長期にわたり行われるなど、被災地の社会福祉協議会を他の市町村社会福祉協議会が支える活動が各地で展開されました。

国内外では自然災害等が頻繁に発生しており、今後においては、更なる大規模災害の発生が心配されていることから、予想される今後の災害への対応に向けて、県内はもとより全国的にも『社会福祉協議会職員としての専門性の高い支援活動の必要性』が再認識されています。さらには、宮城県社会福祉協議会が平成25年度に作成した「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）」において、社会福祉協議会間での相互支援が必要不可欠であると方向づけました。

東日本大震災を経験した宮城県内の社会福祉協議会間での相互支援協定を結び、オールみやぎとなって今後に向けた取組を進めていくという共通理解の醸成と災害支援体制の確立という未来への方向性を全国に発信していくものとして、本協定を締結するものです。

平成26年 5月 1日

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会